

加古川市児童扶養手当支給事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支払の方法)

第2条 手当の支払方法は、口座振替払の方法により行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に定める口座振替払は、手当の支給要件に該当する者が、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条に定める児童扶養手当認定請求書に記載し、市長が認めた金融機関に振り込むことにより行う。

3 法第6条による認定を受けた者が前項の金融機関を変更しようとするときは、変更届を提出しなければならない。

(口座振込のできる金融機関の範囲)

第3条 第2第2項に定める金融機関の範囲は加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第63条第1項に定める金融機関の加古川市内に所在する営業所とする。ただし、市外へ転出した受給資格者に対し支払うべき手当がある場合にあっては、この限りではない。

(支払日)

第4条 手当の支払日は、法第7条第3項に定める各支払期月の11日とする。ただし、法第7条第3項ただし書の規定により支払うこととなる手当については、この限りでない。

2 支払日が、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に定める銀行の休日（以下「銀行の休日」という。）に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その日の直前の銀行の休日でない日を支払日とする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。